

議会の流れ

招集(告示)

市議会の招集は、開会日の7日前までに市長が行います。

議会がありますので集まってください

議会運営委員会の開催

議会の円滑な運営のため、日程等の協議をします。

開会

議長が開会を宣言します。



開会します

議案の上程

本会議の初日に市長から議案が提案され(上程)、提案理由の説明があります。

一般質問

市の政策について、市長の考えを質問します。

質問



質問

議案質疑

議案について解りにくい点や、詳しく知りたい点を市長にたずねます。



委員会付託

議案をもっと詳しく、より早く審査するために、それぞれの専門の委員会に審査を依頼します。



委員会審査

付託された議案を担当する執行部の説明を受けながら専門的に調査・検討し、委員会として賛成か、反対かを決定します。

委員長報告

委員会で審査した結果を本会議で委員長が報告し、報告に対する質問をします。

委員会としては…



委員長

討論・採決

議案に対し賛成・反対の意見(討論)を聞いたうえで、全議員で賛成か反対かを決定します。

閉会

議長が閉会を宣言します。

閉会します



議長

議会報告会のご案内

朝倉市議会がどう活動をしているか、市民の皆様幅広く知っていただくために、「議会報告会」を計画しています。予定されている日程は以下のとおりです。

- ・11月19日(月) 19:00～ 甘木地域センター(フレアス甘木)
- ・11月20日(火) 19:00～ 朝倉地域生涯学習センター
- ・11月22日(木) 19:00～ 杷木地域生涯学習センター(杷木らくゆう館)

※日程、開催場所等は変更になる可能性があります。

市議会って どんなふうにあつたの?

定例会と臨時会

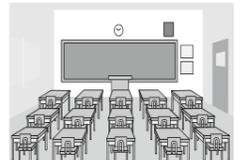
市議会は年に4回(2月または3月、6月、9月、12月)開く「定例会」と、必要な時に開かれる「臨時会」があります。

本会議と常任委員会

全員が集まる会議を「本会議」と言い、ここで市民のためにどんな仕事をするかが決まります。本会議で決める前に、何人かに分かれて、詳しく細かい点まで話し合うのが「委員会」です。いつも置かれている委員会を「常任委員会」といい、朝倉市には3つの常任委員会があり、議員はいずれかの常任委員会に入ることになっています。委員会で決まったことは、すべて本会議で報告されます。

総務文教常任委員会(7人)

・市の計画 ・財政 ・消防 ・教育 など
(総務部、教育部の所管に属する事項、並びにほかの委員会の所管に属しない事項について)



環境民生常任委員会(7人)

・税 ・環境 ・福祉 ・保健衛生 など
(市民環境部、保健福祉部の所管に属する事項について)



建設経済常任委員会(6人)

・商工業 ・道路 ・農林業 ・公園
・市営住宅 ・水道 ・下水道 など
(農林商工部、都市建設部の所管に属する事項について)



「傍聴」って?

市議会の本会議や委員会は誰でも見たり聞いたりすることが出来ます。このことを「傍聴」といいます。朝倉市の本会議の傍聴定員は63人です。

「請願」って?

市の仕事は、市民の暮らしにつながるの深いことばかりです。「こうしてほしい」という希望があれば、議員を通じて市議会に伝えることが出来ます。このことを「請願」といいます。